

令和5年度

札幌市立手稲東小学校「いじめ防止基本方針」

手稲東小における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

基本方針 いじめの未然防止→早期発見→いじめへの対処

- 学校、学年学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権意識を高めます。
- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内におけるあたたかな人間関係を築きます
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題の早期解決に努めます。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。
- 児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合があります。

いじめを未然に防止するために

望ましい人間関係を築き、豊かな心を育む「いじめを生まない土壌づくり」(学年学級、学校づくり)

【実態の把握】

- ・児童と同じ目線で物事を考え、日常の様子から変化を捉える感覚を常に高くもつ。
- ・児童や保護者からの話を親身になり、丁寧に聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、教職員の理解と実践力を深める。

【互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり】

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学年学級の一員として自覚できるような心の居場所づくりを行う。あたたかな学年学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。また、ルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・教職員自身が児童の良きモデルとなることを強く意識し、信頼されるに足るよう努める。
- ・児童会等の活動を通し、「いじめをなくす」意識の向上を図る。

【命や人権を尊重し豊かな心を育む】

- ・あたたかい学年学級経営、教育活動、道徳や日常の指導を通し、思いやりの心や、一人一人がかげがいのない存在であるといった命を大切にする心を育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という強い姿勢を示し、児童自身もその認識をもつよう、様々な活動の中で指導し、人権意識の高揚を図っていく。
- ・見て見ぬふりをする事は「いじめをしていること」につながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。

【保護者・地域の人への働きかけ】

- ・懇談やお便り等で、いじめに関わる内容や、指導について周知したり、話し合ったりすることを通して、いじめのもつ問題性、困難性や家庭教育の大切さなどの理解を深めていく。

早期発見に向けて

小さな変化を察知し、いじめを見逃さない。教職員間の情報共有と、保護者との連携

【早期発見への手立て<変化に気付く>】

- ・授業中、休み時間や給食、清掃時間等に児童の様子に目を配り、早期発見に努める。
- ・担任をはじめ、多くの教員で見守り、小さな変化を見逃さず、気付いたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・学校（担任）と保護者とが日頃から連絡を密にとることを心がけ、気になる点について迅速に対応していく。
- ・懇談、アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を大切に、児童との信頼関係を深める。

【相談ができる環境づくり<誰にでも>】

- ・児童が大人に相談することは、勇気のいることであることを理解し、日頃らいじめに限らず困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは親身に聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。また、いじめられている児童が自信をもち、存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・周囲の児童からの訴えには、その行動を称えるとともに、新たないじめが発生しないよう細心の注意を払うとともに、安心して相談できるよう関わる。

早期対応のために

迅速な対応、学年、学校全体で組織的に対応

【正確な実態把握】

- ・いじめを認知した場合、直ちに担任だけではなく、学年担任、指導担当、管理職と情報を共有し、組織で対応する。
- ・教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。

【児童への指導、支援】

- ・いじめられた児童の不安や心配を受け止め、解決できるという希望がもてるよう伝え、心の安定を図る。
- ・いじめた児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめをすぐに止めさせ、いじめることが、相手を深く傷つけ、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめを行ってしまった気持ちや状況を聞き、心理的な孤立感や疎外感を感じないような配慮のもと、その児童の心の安定を図るとともに、いじめられた側の気持ちを認識させる指導を行う。

【保護者との連携】

- ・事実関係を当該保護者へ正確に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、理解と協力を求め、連携し取り組む。

【その他の児童への指導】

- ・ケースにより、学年学級、学校全体の問題として考え、いじめを抑止する大切さを指導する。
- ・いじめは絶対に許されないという姿勢を示し、傍観者から仲介者、抑止者への転換を促す。
- ・日頃の指導では、事例や参考教材をもとに、自分事として意識させることを大切にする。

継続した指導

児童の心のケアを大切に、継続した観察、指導

【継続指導】

- ・いじめが解消したと思われる場合でも、引き続き十分な観察を行い、状況の把握に努め、必要な指導を継続的に行う。
- ・当該児童と、様々な方法で積極的に関わり、その後の状況についての把握に努める。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方とも、必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアに努める。
- ・いじめられた児童が自信を取り戻せるように、良さをほめたり、認めたりして肯定的に関わる。

ネット上のいじめへの対応

特殊性、重大な危険性をもつことの認識を深め、保護者と連携、協力

【ネット上でのいじめ】

- ・匿名性を利用した悪口や誹謗中傷、SNS等での交流の危険性、個人情報の流出、オンラインゲームでの悪口や仲間外れ等、インターネットを介することで起きるトラブルを認識させる。
- ・ネット上でのいじめは、他のいじめ同様、またはそれ以上の深刻な影響を与えることがあることを知り、インターネットアクセスは同時にトラブルの入口にあることを認識させる。
- ・保護者へは、パソコン、携帯電話等の管理をできるのは家庭であるという認識をもっているだけで、指導管理の徹底をお願いする。
- ・家庭において、インターネットサイトやアプリケーション等、児童が繋いだり使用したりしている内容を把握し、家庭内でのルールづくりをお願いする。
- ・発達段階に応じて、インターネットモラルに関する指導を行う。

いじめ防止等の対策のための組織

日常的な情報の共有。「いじめ防止対策委員会」の設置

【組織の設置—校内体制について】

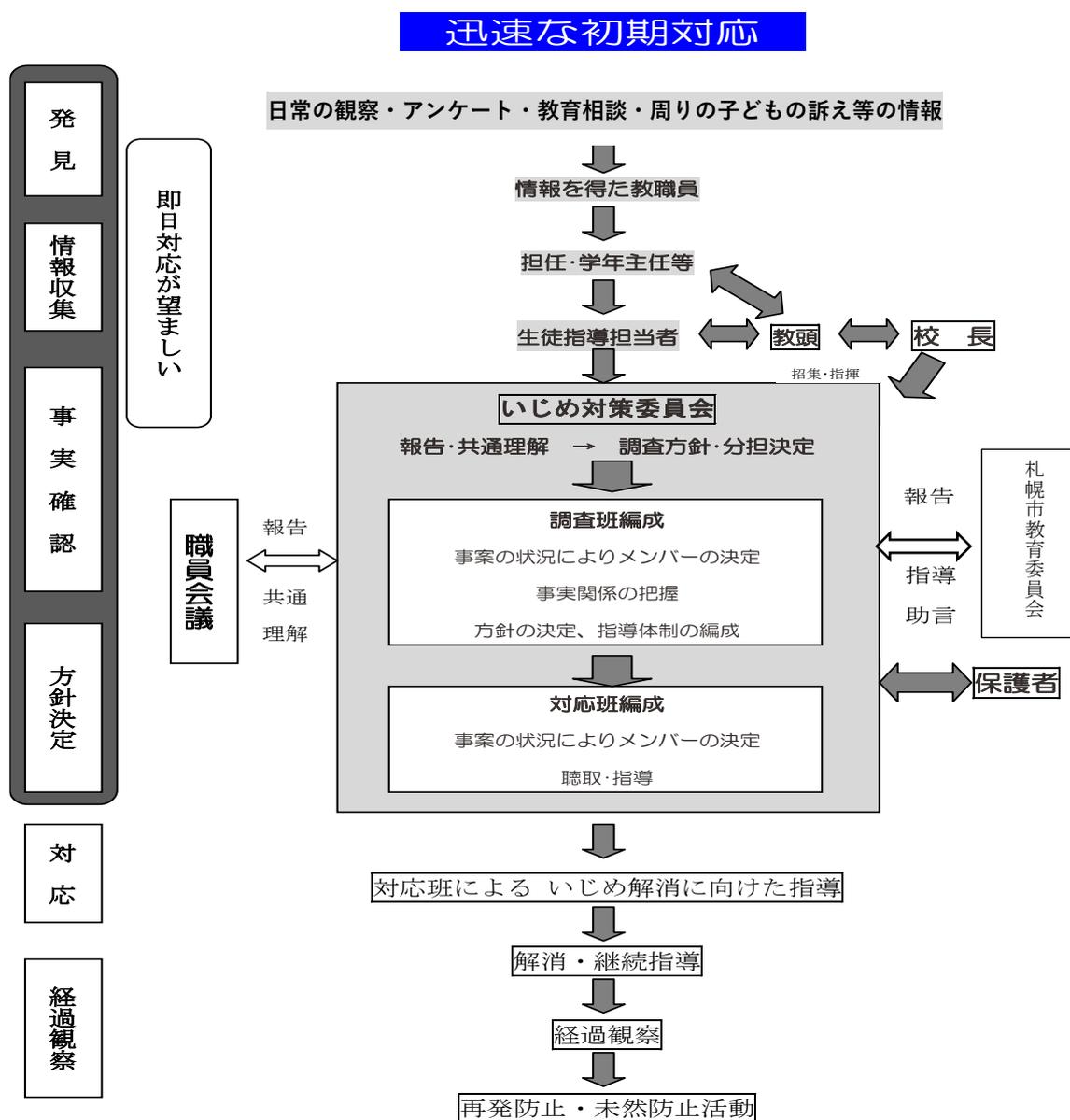
- ・「いじめ防止対策委員会」を校内に設置する。構成は、校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー、保護者代表(PTA 会長)、巡回相談員等関係機関と連携する。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・いじめの相談があつた場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

【教育委員会をはじめ関係機関との連携について】

- ・いじめの重大な事態発生時は、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求め、学校として組織的に動く。
- ・必要に応じて、警察等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応にあたる。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の会合等で、地域での見守り等での気づき等を健全育成の観点から話題にあげていただく。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。

組織対応の流れ

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応していく。いじめ対策委員会による対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応していく。

作成にあたっての参照法令等

- 「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」(R元.6 札幌市教育委員会)
- 「いじめの防止対策推進法」(H25.10 平成25年法律第71号)
- 「いじめ防止等のための基本的な方針」(H29.3 文部科学省)